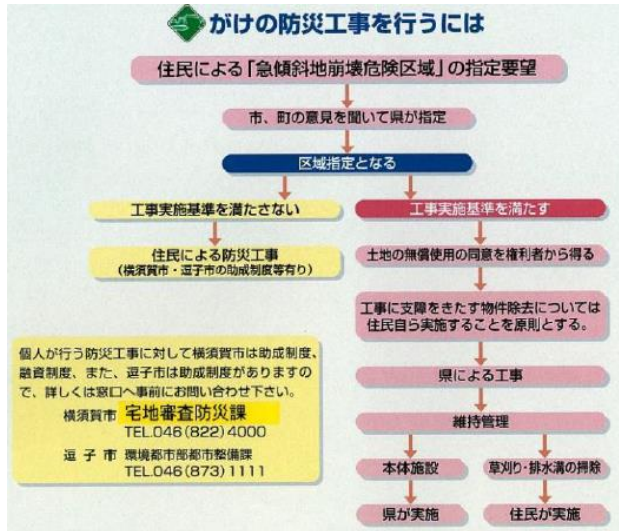


まちづくり連携砂防事業を踏まえた修正について

1. がけの防災工事実施の流れ（神奈川県）



「急傾斜地崩壊危険区域」の指定

- 昭和 44 年 8 月に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）が施行され、がけ崩れ防止対策が進められています。
- 県では住民からの要望を受け、急傾斜地法で定める一定の基準を満たした箇所を順次「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、行為の制限や防災工事を行い、がけ崩れによる災害を防止しています。尚、指定された区域には、区域指定標識が設置されます。

「急傾斜地崩壊危険区域」の指定基準

1. 傾斜角度が 30 度以上、高さが 5m 以上。
2. 急傾斜地の崩壊により危害が生じる恐れがある家が 5 戸以上。
3. 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じる恐れがある場合。

工事実施基準

1. 急傾斜地が自然がけであること。
2. 傾斜角度が 30 度以上。
3. 急傾斜地の高さが 10m 以上で、急傾斜地の崩壊により危害が生じる恐れがある家が 10 戸以上密集していること。但し、次のいずれかに該当し特に崩壊の危険度が高いと認められる箇所は、高さ 5m 以上、人家戸数 5 戸以上とする。
(過去の崩壊履歴があるもの・湧水が常時認められるもの・オーバーハングが著しいもの・風化の程度が著しく、亀裂が発達しているもの)
4. 住居の移転適地がないこと。
5. 急傾斜地の土地所有者間の境界が確定し、県が工事した土地を無償で貸与できること。

※神奈川県横須賀土木事務所 HP から抜粋

2. まちづくり連携砂防事業の令和 5 年度拡充内容

○国土交通省においては、立地適正化計画制度により人口減少・高齢者の増加・拡散した市街地などの社会的課題に対し、コンパクトなまちづくりを推進。
○流域治水の一環として、土砂災害を含む災害ハザード情報を踏まえ、災害リスクのソフト対策による回避とハード対策による低減を適切に組み合わせた防災まちづくりを推進。

砂防事業の計画とまちづくりの計画の連携強化

➢ 災害レッドゾーン（土砂災害等のリスクの高いエリア）における立地抑制を進めるとともに、居住誘導区域等の将来にわたって居住が継続される地域について重点的な砂防関係施設の整備をすることにより、土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりを実現。

砂防部局
■ 居住誘導区域等を保全する砂防関係施設の重点的整備

まちづくり部局
■ 居住誘導区域等への移転
■ 災害レッドゾーンにおける立地抑制

土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域
居住誘導区域または地域生活拠点

まちづくり部局と連携し、災害リスクのソフト対策による**回避**とハード対策による**低減**を組み合わせた施策展開が可能となり、早期の**防災まちづくりの実現**が図られる。

拡充内容

【採択要件】
市町村が作成するまちづくりに関する計画に、以下の記載があるものを要件として追加。
イ. 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域
ロ. 土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標
ハ. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく「移転等の勧告」の活用に関すること

【拡充事項】
➢ 事業対象区域を、居住誘導区域に加え、市町村がまちづくりの計画に位置付けた**地域生活拠点**にまで拡大
➢ 急傾斜崩壊対策事業の**がけ高の要件を10m以上から5m以上に拡充**

ネットワークインフラを保全

10m以上
5m以上

居住誘導区域又は地域生活拠点

採択要件

拡充部分

※国土交通省砂防部 令和 5 年度砂防関係事業の概要 抜粋

県は国から補助を受けてがけの防災工事を行っているが、上記採択要件を満たすことで、
国補助のがけ高の要件が 10m 以上から 5m 以上に拡充されるもの。

3. 採択要件を踏まえた修正点

イ. 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域

⇒P45 の取組方針において、「居住誘導区域内の土砂災害警戒区域」を中心に、急傾斜地崩壊防止工事等の土砂災害防止施設等の整備を行うことを記載。

ハ. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 26 条に基づく「移転等の勧告」の活用に関すること

⇒P45 の取組方針において、「土砂災害特別警戒区域」で、移転等の勧告を必要に応じて活用することを記載。

土砂災害	〔土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）〕	<p>⑥市街化区域では土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は居住誘導区域からの除外を基本とし、届出制度に基づく住宅の立地を誘導します。</p> <p>⑦土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 26 条に基づく「移転等の勧告」を必要に応じて活用します。</p> <p>⑧安全性、利便性を考慮した居住誘導に係る移転費用等の支援を検討します。</p>	ハ
	〔居住誘導区域内の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）他※〕	<p>⑨急傾斜地崩壊防止工事等の土砂災害防止施設等の整備による災害リスクの低減に努めます。</p>	イ

ロ. 土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標

⇒P76 「4 防災に関する目標値」において、「市街化区域での土砂災害レッドゾーン内の居住人口割合（％）」を設定。

